

## 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について【概要】

## 1. 改正の趣旨

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者の早期再就職を支援することを目的とする労働移動支援助成金について、制度の趣旨に沿った活用が一層図られるよう所要の見直しを行うため、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の改正を行う。

## 2. 改正の内容

- (1) 再就職支援奨励金における再就職支援に要した委託費用への助成関係
- 雇用保険法施行規則第102条の5第2項第1号イ(4)に規定する職業紹介事業者に再就職援助計画等の対象者の再就職に係る支援を委託した場合の助成対象を、当該委託の対象者の数が職業安定局長の定める数以上である事業主に限る。
  - 助成率について、職業安定局長が定める条件に該当する再就職が実現した場合の率を、それ以外の場合の率よりも優遇する等の見直しを行う。

		現行の助成率	見直し後の助成率	
			職業安定局長が定める条件に該当	それ以外の場合
大企業	45歳未満	1/2	1/3	1/4
	45歳以上	2/3	2/5	1/3
中小企業	45歳未満	2/3	2/3	1/2
	45歳以上	4/5	4/5	2/3

- 再就職支援の委託開始申請分（10万円）の助成対象を、中小企業に限る。

## 【現行制度の概要】

再就職援助計画の対象者等について、再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者が費用を負担して委託した事業主に対して、当該委託に要する費用の一部として次のとおり助成（一人当たり上限60万円）

		助成額（1の事業主につき、最大500人まで支給）	
		大企業	中小企業事業主
通常分	ア再就職支援委託時	上限10万円	上限10万円
	イ再就職実現後（※1）	委託費用×1/2（2/3） -10万円	委託費用×2/3（4/5） -10万円
職業訓練（※2）		6万円/月（最大で3か月分）を上乗せ	
グループワーク（※2）		3回以上実施で1万円を上乗せ	

※1 （ ）は45歳以上の場合

※2 職業訓練、グループワーク分については改正なし。

(2) 受入れ人材育成支援奨励金における早期雇入れ支援関係

職業安定局長が定める条件に該当する早期雇入れが行われた場合の支給額を一人当たり 40 万円とする一方、従前の早期雇入れに係る支給額を、一人当たり 40 万円から 30 万円に引き下げる。

【現行制度の概要】

再就職援助計画等の対象者を離職後 3 か月以内に期間の定めのない労働者として雇用した事業主に対し、一人当たり 40 万円を助成（1 の事業主につき、最大 500 人まで支給）

(3) (1) 及び (2) に伴う所要の経過措置を規定する。

3. 根拠法令

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 62 条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第 2 項

4. 施行期日等

公布日 平成 28 年 6 月下旬（予定）

施行日 平成 28 年 8 月 1 日（予定）

（以上）